

UC 法人カード会員規約一部改定のお知らせ

2024年6月1日をもってUC法人カード会員規約を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■UC法人カード会員規約

改定前	改定後
<p>第1条（法人会員及びカード使用者）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>3. (略)</p>	<p>第1条（法人会員及びカード使用者）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>法人会員は、カード使用者に本規約を遵守させる義務を負うものとします。法人会員は、カード使用者が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（カードの管理に関して生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。</u></p> <p>4. <u>法人会員は、カード使用者が事由の如何を問わず代理人でなくなった場合は、当該カード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申出以前に代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</u></p> <p>5. (略)</p>
<p>第3条（カードの発行）</p> <p>1. カードの券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。当社は、法人会員に対し、そのカード使用者1名につき各1枚のカードを貸与します。また、カード番号は、当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>2. カード使用者は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身の署名を行います。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第3条（カードの発行）</p> <p>1. カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）は、<u>カードの券面に表示され又は当社所定の方法で法人会員に対し別途通知されます。</u>当社は、法人会員に対し、そのカード使用者1名につき各1枚のカードを貸与します。また、カード番号は、当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>2. カード使用者は、当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身の署名を行います（ただし、カードに署名欄がない場合を除きます。）。</p> <p>3. (略)</p>

<p>4. カード及びカード情報は、<u>カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署した</u>カード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。第 21 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員及びカード使用者の負担とします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>4. カード及びカード情報は、カード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は<u>担保利用</u>などをすることはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。<u>第 22 条第 5 項</u>に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員及びカード使用者の負担とします。</p> <p>(以下略)</p>
<p>第 7 条 (代金決済)</p> <p>1. 第 21 条第 1 項に定めるショッピングサービス (諸手数料を含みます。) の利用代金は、原則として毎月 10 日 (以下「締切日」と称します。) に締め切り、翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。) に法人会員が予め指定した金融機関口座 (以下「お支払預金口座」と称します。) から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、利用代金は事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 7 条 (代金決済)</p> <p>1. <u>第 22 条第 1 項</u>に定めるショッピングサービス (諸手数料を含みます。) の利用代金は、原則として毎月 10 日 (以下「締切日」と称します。) に締め切り、翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。) に法人会員が予め指定した金融機関口座 (以下「お支払預金口座」と称します。) から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、利用代金は事務上の都合により<u>前月又は翌月</u>以降の締切日で処理される場合があります。</p> <p>(以下略)</p>
<p>第 10 条 (退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び付帯サービスの全部もしくは一部の利用停止又は法人会員の資格取消し、もしくは特定のカード使用者の資格取消しをすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 当社が発行する他のカードを含む当社に対する支払債務又は当社が保証している</p>	<p>第 10 条 (退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び付帯サービスの全部もしくは一部の利用停止又は法人会員の資格取消し、もしくは特定のカード使用者の資格取消しをすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>当社が発行する他のカードを含む</u>当社に対する支払債務又は当社が保証してい</p>

債務の履行を怠った場合。

(二) (略)

(ホ) 第 22 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等不適切なカードの利用があったとき、もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断される時（ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、支払原資、その他当社が必要と認める事項について、法人会員又はカード使用者が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。）、又は暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。

(ヘ) (略)

(ト) (略)

(チ) (略)

(リ) 法人会員又はカード使用者が、第 17 条第 2 項に定める暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条第 3 項、第 4 項に掲げる行為の一つでも行ったとき、又は、当社が、同条第 2 項もしくは第 18 条第 2 項に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、法人会員又はカード使用者から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

(ヌ) 第 15 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員又はカード使用者への連絡が不可能であると当社が判断した場合。

(以下略)

る債務の履行を怠った場合。

(二) (略)

(ホ) 第 22 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等不適切なカードの利用があったとき、もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断されるとき（ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、支払原資、その他当社が必要と認める事項について、法人会員又はカード使用者が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。）、又は暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。

(ヘ) (略)

(ト) (略)

(チ) (略)

(リ) 法人会員又はカード使用者が、第 17 条第 2 項に定める暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条第 3 項、第 4 項に掲げる行為の一つでも行ったとき、又は、当社が、同条第 2 項もしくは第 18 条第 2 項に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、法人会員又はカード使用者から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

(ヌ) 当社がカードを送付したにもかかわらず、カードの受け取りがないとき、又は、第 15 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員又はカード使用者への連絡が不可能であると当社が判断した場合。

(以下略)

<p>第 12 条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 法人会員又はカード使用者が、第 17 条第 2 項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>第 12 条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき等、<u>支払停止状態に至ったとき。</u></p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生、<u>その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。</u></p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>2. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 法人会員又はカード使用者が、第 17 条第 2 項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、<u>同条第 3 項に掲げる行為の一つでも行ったとき、又は、当社が、同条第 2 項もしくは第 18 条第 2 項に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、法人会員又はカード使用者から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u></p>
<p>第 14 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、又はカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第 14 条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)</p> <p>1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、又はカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。<u>なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。</u></p> <p>2. (略)</p>

<p>3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p> <p><u>(ホ) 当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者から盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。</u></p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>(ト) (略)</p> <p>(チ) (略)</p> <p>(リ) (略)</p> <p>(ヌ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続」と称します。）において虚偽の申告があった場合、又は故意もしくは過失により各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合。</p> <p>4. (略)</p>	<p>3. 第 1 項の場合には、前項により<u>カード使用者が被る損害のうち、当社が法人会員又はカード使用者から盗難・紛失の通知を受理した日からさかのぼって 60 日前の日以後に生じた第三者の不正使用については、次に掲げる場合を除き当社が全額てん補します。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>(ホ) (略)</p> <p>(ヘ) (略)</p> <p>(ト) (略)</p> <p>(チ) (略)</p> <p>(リ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続」と称します。）において虚偽の申告があった場合、又は故意もしくは過失により各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合又は<u>正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。</u></p> <p>4. (略)</p>
<p>第 17 条（その他承諾事項）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p>	<p>第 17 条（その他承諾事項）</p> <p>1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) (略)</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(ニ) (略)</p>

<p>(ホ) (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>2. (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>(略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>3. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか否かについて</p>	<p>(ホ) (略)</p> <p><u>(ヘ) システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等の弁済を当社が受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担すること。ただし、当社は、法人会員又はカード使用者が約定支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、法人会員又はカード使用者に当該費用を請求するものとします。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>法人会員及びカード使用者は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。</u></p> <p><u>(イ) 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>(ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>(ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p><u>(ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>(ホ) その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>4. <u>法人会員及びカード使用者は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社HP「お客様対応方針」にも記載しています。</u></p> <p><u>(イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等</u></p> <p><u>(ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動</u></p> <p><u>(ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</u></p> <p><u>(ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u></p> <p><u>(ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等</u></p> <p>5. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか否</p>
---	---

<p>て、当社に申告を行うものとし（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。</p>	<p>かについて、当社に申告を行うものとし（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p>第 18 条 (マネー・ローンダリング等の禁止)</p> <p><u>1. 法人会員及びカード使用者は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」と称します。）の目的で、カードを利用してはいけないものとします。</u></p> <p><u>2. 当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、法人会員及びカード使用者は合理的な期間内にご対応いただくものとします。</u></p> <p><u>3. 当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。</u></p>
<p>第 26 条 (見本・カタログ等と現物の相違)</p> <p><u>会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に商品の交換を申し出るか又は加盟店との間の当該契約の解除をすることができます。</u></p>	<p>(削除)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上